

アスベスト除去等工事の手続きについて
～大気汚染防止法・神奈川県生活環境の保全等に関する条例～

令和8年1月

神奈川県環境課

目次

1	はじめに	1
2	手続き	2
	(1) 除去等工事の作業前の届出（法・条例）	2
	(2) 除去等工事の作業後の完了報告（条例）	5
3	条例の規定	6
	(1) 管理体制の整備	6
	(2) 住民等への周知	8
	(3) 大気中の石綿濃度の漏えい監視	11
4	法及び条例の規定（チェック表）	17
	(1) 法	17
	(2) 条例	25
5	問合せ先	28

1 はじめに

- 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に下表のレベル1、2の石綿含有の建築材料が使用されている場合、除去等工事にあたっては、大気汚染防止法（以下「法」という。）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）に基づく手続きが必要です。
- また、このマニュアルの対象は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く神奈川県内の市町村の区域の除去等工事です。

【手続き対象の建築材料】

石綿含有の建築材料	除去等工事の作業の種類	手続きの要否	
		法	条例
吹付け石綿（レベル1）	解体 改造・補修	○	○
石綿を含有する断熱材（レベル2）			
石綿を含有する保温材（レベル2）			
石綿を含有する耐火被覆材（レベル2）		—	—
石綿を含有する仕上塗材			
石綿含有成形板等			

(参考)

- 石綿の含有の考え方
建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1 %を超えるものとなります。
- 石綿含有の建築材料について
詳しくは、次のページをご覧ください。
 - ・ 目で見えるアスベスト建材（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html
 - ・ 石綿（アスベスト）建材データベース（一般財団法人建材試験センター）
<https://www.asbestos-database.jp/>

2 手続き

(1) 除去等工事の作業前の届出（法・条例）

除去等工事の養生等の作業前に届出が必要です。また、負圧隔離養生が完了して除去の作業を開始する際は、行政の確認が必要です

① 届出の提出期限

作業開始の日の14日前まで^{※1}に「5 問合せ先 (2)」の窓口へ提出^{※2}してください。

【例】

日にち	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
法・条例 の届出	●																
養生等の 作業								14日									●

この日以降、作業開始

【留意事項】

- ※1 書類不備等がある場合には受付できないことがありますので、余裕を持ってお越してください。また、負圧隔離養生の完了時に、行政が確認することを考慮のうえ、作業スケジュールを作成してください。
- ※2 お越しの際は、法及び条例に基づく届出を、併せてお持ちください。

② 届出者

発注者（自主施工者）

【留意事項】

原則として届出者は発注者の法人の代表者ですが、当該工事の届出者が法人代表者ではない場合（例：支店長、工場長）は届出者が法人代表者から委任を受けているものであることを確認できる書類（例：委任状）を添付すれば、受任者を届出者とすることができます（以下、同様）。

③ 届出に必要な書類

根拠	法	条例
提出 部数	正・副 それぞれ合計2部（副本は受付押印後に返却）	
様式	特定粉じん排出等作業実施届出書 【様式3の5】	石綿排出等作業管理計画等届出書 【第19号様式】
添付 書類	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の概要、配置図、付近の状況等の図面 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 敷地内配置図 <input type="checkbox"/> 概略平図面 <input type="checkbox"/> 概略立面図 ・工程の概要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> 施工方法(作業手順書等^{※1}) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理体制 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 管理体制図（施工体制図及び非常時の連絡体制図） ・周知計画 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周知対象 <input type="checkbox"/> 周知内容 ・石綿濃度測定計画 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 測定場所
		<ul style="list-style-type: none"> ・石綿排出等工事に関する指導指針に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 様式1 （1 建築物等の事前調査結果の概要^{※2} 2 詳細調査の実施者及び負圧隔離養生における対応措置^{※3} 3 除去の作業における点検の実施内容^{※4}、点検結果の記録を備え置く場所） <input type="checkbox"/> 廃石綿等の処理を委託する特別管理産業廃棄物処分業者・収集運搬業者に関する書類^{※5}（委託契約書の写し及び許可証の写し）

【留意事項】

- ※1 図面、カタログ等を使用して説明してください。
また、前室、負圧除じん装置及び排気口の位置を図面に明記してください。
なお、作業手順書等の作成にあたっては、厚生労働省及び環境省の「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい対策徹底マニュアル」を参考にしてください。

- ※2 建材分析した場合はその結果（分析結果報告書等）
- ※3 負圧隔離養生を的確に実施する際の除去箇所に対する事前の詳細調査に関する事項であり、具体的には、上下階や隣室、建物外部等との貫通部分や隙間、換気口、ダクト類、ダムウエイター、ケーブル類の導入口等を把握することや、内装材については、堆積物や付着物の状況を把握することが必要です。
また、詳細調査を踏まえ、負圧隔離養生における具体的な施工上の対応方法を記載してください。

- ※4 準備段階、始業時、作業中の随時、終業時、完了時等において作業基準が常に遵守されているか点検してください。点検を行う事項としては、負圧隔離養生の不具合の発生の有無、集じん・排気装置の稼働状況、同装置のフィルタの交換状況、湿潤化薬剤や飛散防止薬剤の散布状況、除去物・撤去資材の取扱状況等を基本としてください。

- ※5 届出時点で揃わない場合、着工前までに提出してください。

(2) 除去等工事の作業後の完了報告（条例）

除去等工事の作業後に完了の報告が必要です。

① 報告書の提出期限

作業完了の日から起算して 30 日以内に「5 問合せ先 (2)」の窓口へ提出して
ください。

② 届出者

発注者（自主施工者）

③ 報告に必要な書類

根拠	条例
提出 部数	正・副 合計 2 部（副本は受付押印後に返却）
様式	石綿排出等作業完了報告書 【第 20 号様式】
添付 書類	・大気中の石綿の濃度等を測定した場合 ^{※1} <input type="checkbox"/> 当該測定結果 ・作業に関する記録 <input type="checkbox"/> 作業等点検表の記録
	・石綿排出等工事に関する指導指針に関する事項 <input type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票 (D 票又は E 票) の写し ^{※2}

【留意事項】

※1 除去の作業中の調査結果の速報（総繊維数濃度）は、測定日の翌々日の
工事開始時まで把握し、速やかに「5 問合せ先 (2)」の窓口へ報告し
てください。

なお、総繊維数濃度が 1 本/l を超えた時は、「3 (3)イ 非常時の措置」と
同様に「5 問合せ先 (2)」の窓口へ通報するとともに応急の措置を行って
ください。

※2 30 日以内に揃わない場合、別途揃い次第、速やかに「5 問合せ先
(2)」の窓口へご提出ください。

3 条例の規定

(1) 管理体制の整備

除去等工事の作業前に管理体制を整備する必要があります。

① 整備する者

元請業者（自主施工者）

② 管理体制の内容

○ 構成者

発注者、元請業者（自主施工者）、石綿除去等を実施する専門業者及び大気中の石綿濃度等を測定する分析業者で構成されること。

○ 分担（施工体制）

石綿排出等作業に係る管理、住民等への周知、大気中の石綿濃度等の測定及び非常時の通報及び措置に関する分担を明らかにすること。

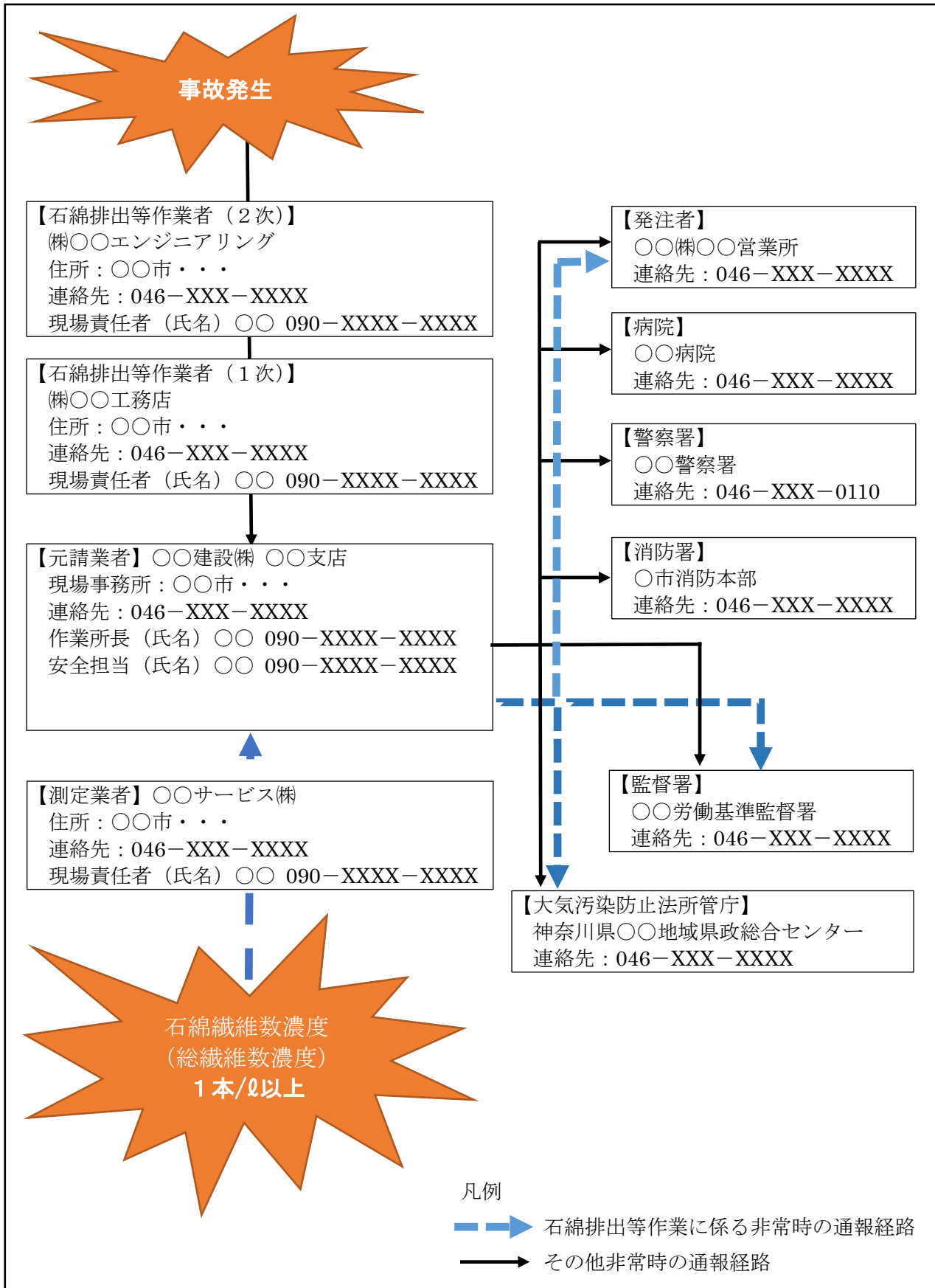
○ 連絡（連絡体制）

非常時の連絡に必要な事項を明らかにすること

【施工体制図の例】



【非常時の連絡体制図の例】



(2) 住民等への周知

除去等工事の作業前に、周知をする必要があります。

① 周知の実施期限

作業開始の概ね一週間前まで

② 周知の実施者

元請業者（自主施工者）

③ 周知対象

当該工事場所の周辺の地域の住民等

④ 周知方法・事項

規定事項	内容
周知方法	・ 掲示板の設置以外の次の方法（複数選択可） <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 戸別の訪問 <input type="checkbox"/> 印刷物の配布 <input type="checkbox"/> その他（回覧板の利用等）
周知事項	・ 次のイ～への全ての事項(記載例は次ページ参照) イ 当該工事の発注者及び元請業者（自主施工者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所 ロ 当該工事の元請業者（自主施工者）の連絡先 ハ 当該工事の場所、予定期間その他の概要 ニ 吹付け石綿等の種類及び使用箇所 ホ 当該工事の作業の種類及び予定期間 ヘ 石綿の飛散を防止するための措置の概要

【留意事項】

除去等工事の作業前の周知については、終了次第、速やかに「5 問合せ先 (2)」の窓口へ実施状況を報告してください。

【印刷物の例（下線部は必須事項）】

令和〇年〇月吉日

ご近隣の皆様へ

住所 〇〇市△△町 111-1
株式会社△△ 代表取締役□□
住所 〇〇市××町△丁目 1-1
株式会社〇〇建設 代表取締役××

イ

〇〇〇ビル解体工事及び石綿排出等作業開始のお知らせ

謹啓 皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
この度、私どもの〇〇〇ビルを解体するにあたり、大気汚染防止法及び石綿障害防止規則に基づく調査により石綿（アスベスト）含有建築材料の使用が確認され、石綿排出等工事を実施する運びとなりました。

確認された石綿含有建築材料は、吹付け石綿及び石綿含有成形板です。除去工事にあたっては、〇〇により石綿の飛散を防止する措置を講じます。

また、工事に際しましては、騒音・振動防止や危険防止、交通安全等にも努めますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

工事名称	〇〇〇ビル解体工事
工事場所	■市●●町▲▲111-1
予定工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
工事概要	鉄骨造 3 階建て 解体撤去処分一式（石綿除去含む）
石綿確認調査実施期間	令和〇年□月□日～令和〇年□月△日
石綿確認方法・調査者	設計図書の確認、現場での目視確認及び建材の分析 （(株)×× 〇〇太郎）
石綿含有建築材料の種類	吹付け石綿、石綿含有成形板
吹付け石綿の確認箇所	1 階〇〇室天井
石綿排出等作業の種類	建築物等の解体作業
石綿排出等作業期間	令和〇年〇月△日～令和〇年〇月▽日
作業時間	00：00～00：00(片づけ作業含む。休日は日曜日、祝祭日)
石綿除去方法及び 石綿飛散防止対策	吹付け石綿は、周囲を養生して隔離し、集じん・排気装置※ を設置のうえ、除去します。 石綿含有成形板は、湿潤化しながら破碎せずに人の手で取り 外します。

ハ

ニ

ホ

ハ

※ 除去作業場から外部に石綿が飛散しないよう、場内の気圧を外部に対して低く保つために排気を行う装置。集じんして清浄化した空気を排出する。

<お問合せ先>

【工事発注者】	会社名 株式会社△△	
	連絡先 総務部 担当者 □□	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
【解体業者】	会社名 株式会社〇〇建設	
	連絡先 現場責任者 △△	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

出典 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（令和4年3月 環境省） 一部改変

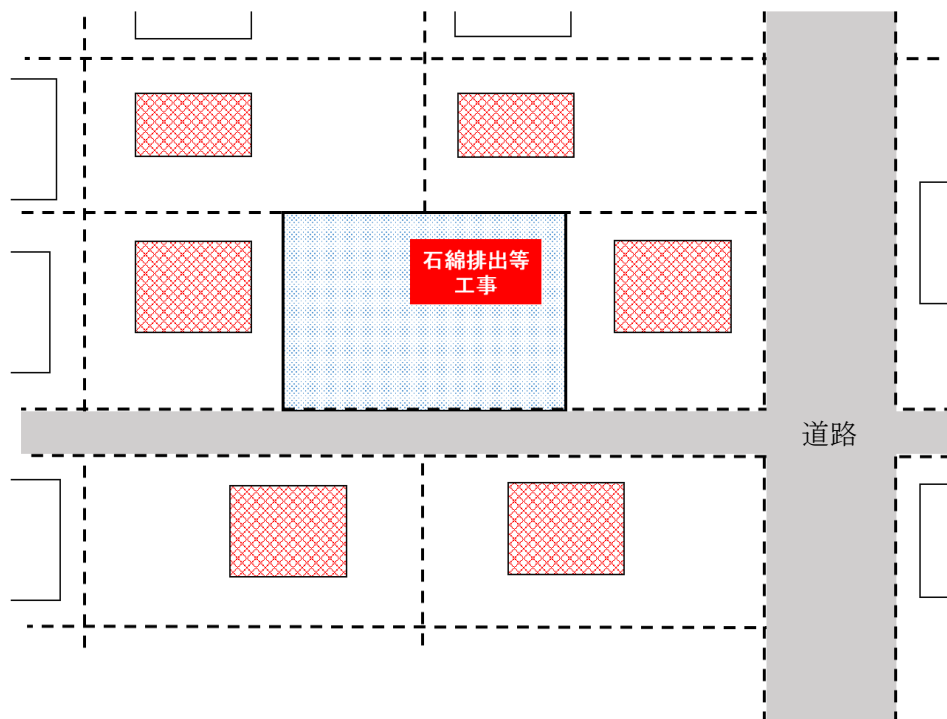
(参考)

○ 周知対象（周辺の地域の住民等）の考え方



当該工事の場所の周辺の地域において、当該工事の影響を直接的に受ける可能性のある範囲の住民が該当しますが、必要に応じて、当該範囲内にある公益的施設の管理者及びその他事業者についても対象に加えてください。

この範囲の設定にあつては、石綿排出等工事の規模や地域の状況を勘案して適切な範囲とする必要がありますが、具体的には、当該工事が行われる敷地に隣接する敷地までとすることや、必要に応じて自治会を単位とした範囲とすることが考えられます。

【周知対象（周辺の地域の住民等）の具体例】



凡例

-  周辺の地域の住民等
-  上記以外

(3) 大気中の石綿濃度の漏えい監視

ア 石綿濃度測定計画

負圧隔離養生を伴う除去等工事の場合は、大気中の石綿の濃度等を測定し、その結果を記録・保存する必要があります。

① 測定義務

元請業者（自主施工者） ※

※ 測定者（試料採取及び測定の実施者）は、専門の分析会社

② 測定時期と頻度

作業場を複数区画する場合は、区画ごとに実施

時期	頻度
石綿排出等作業の開始前	1回
除去作業中	・初めて吹付け石綿等の除去を行う日における当該除去の開始後速やかな時期※ ・吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上
負圧隔離養生の解除前	1回
石綿排出等作業の完了時	1回

※ 「初めて吹付け石綿等の除去を行う日」とは、作業場の隔離、集じん・排気装置の設置といった石綿排出等作業を行う初日ではなく、負圧隔離養生を行い、集じん・排気装置を設置のうえ吹付け石綿等の除去を行う初日をいいます。

③ 測定地点

時期	地点			
	吹付け石綿等の除去を行う場所(作業場)の周辺4地点※ ¹	集じん・排気装置の排気口付近	前室の出入口付近	作業場(負圧隔離養生内)※ ²
石綿排出等作業の開始前	○	—	—	—
除去作業中	○	○	○	—
負圧隔離養生の解除前	—	—	—	○
石綿排出等作業の完了時	○	—	—	—

※1 4地点は、作業場の周辺のうち石綿の濃度が最も高くなると予想される地点、当該地点から作業場の中心点を通ってその先へ伸ばした直線上の地点及びこれらの2地点を結んだ直線と当該中心点で垂直に交差する直線上にある当該中心点を間に挟んだ2地点を基本とし、排出源までの距離ができる限り等しく、作業場との間に障害物が少ない地点を定めるものとします。また、測定地点の選定に当たっては、作業場の敷地の形状、排出源の位置等を考慮して、石綿の濃度等の測定に適した地点となるよう適宜調整を行うものとします（測定地点の例はP13）。

※2 詳細は、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい対策徹底マニュアル P239～を参照

④ 採取と測定

規定事項	内容
採取時間	2時間以上（休憩を行う場合等のため捕集作業を中断する場合でも、捕集時間の合計が2時間以上となればよい）
測定手順※	<ul style="list-style-type: none"> ・位相差顕微鏡法により総繊維数濃度を算出 ・総繊維数濃度が1本/lを超えた場合、電子顕微鏡法により石綿濃度を算出

※ 詳細は告示「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法」を参照

⑤ 評価

石綿繊維数濃度1本/l以下（総繊維数濃度1本/l以下）

総繊維数濃度が1本/lを超えた場合、直ちに非常時の連絡体制に基づき通報してください。

⑥ 結果の記録と保存

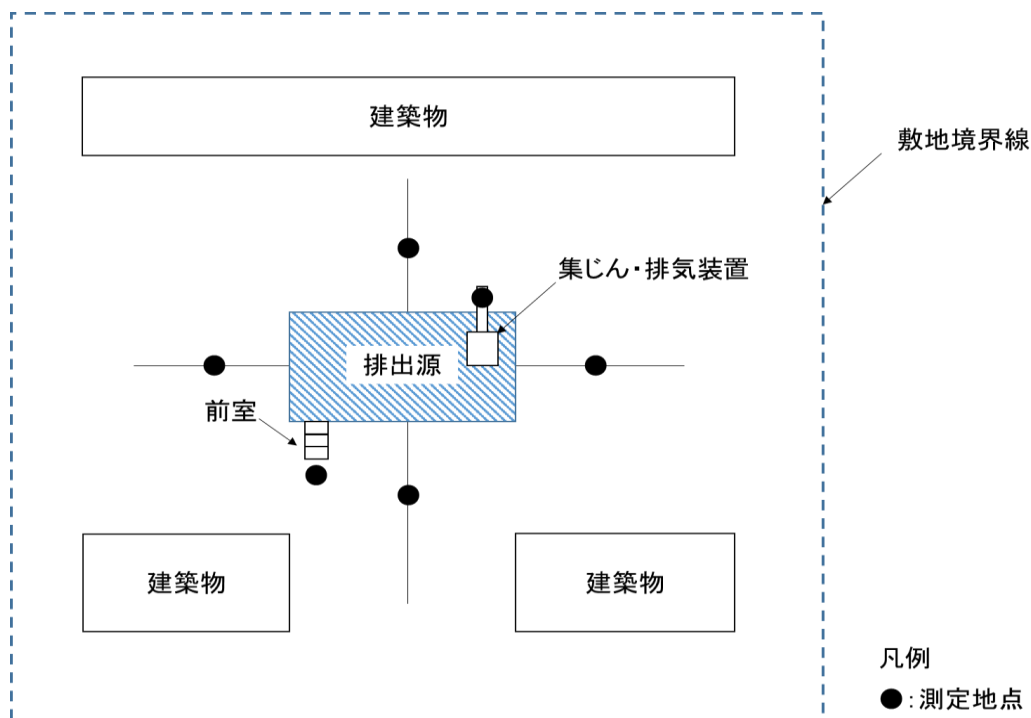
測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況（その周囲の状況を含む。）を明らかにして記録し、その記録を3年間保存する必要があります。

【測定実施事例】

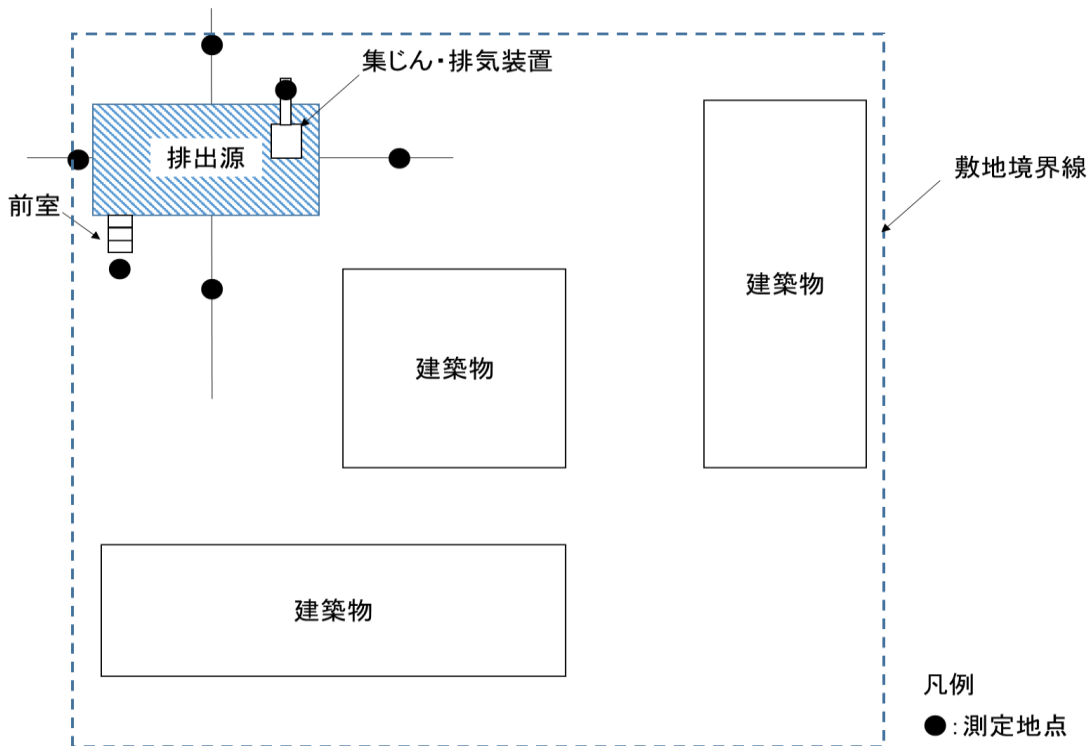
集じん・排気装置1台、前室1か所を設置した場合

日にち	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
作業スケジュール															
足場		●													
養生			●	●											
行政立入検査					●										
除去					●	●	●	●	●	●	休	●	●		
養生撤去														●	
測定（数字は地点数）															
作業場周辺	4				4							4			4
集じん・排気装置					1							1			
前室					1							1			
作業場内													1		

【除去作業中の測定地点の例①】



【除去作業中の測定地点の例②（排出源が敷地境界付近の場合）】



(参考)

これら大気中の石綿の濃度等の測定と併せ、除去作業中に作業場の周辺でデジタル粉じん計を活用することで、直ちに異変に気付くことができるので、積極的に活用してください。

イ 非常時の措置

○ 吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿繊維数濃度が1本/lを超えたときなどの非常時や、総繊維数濃度が1本/lを超えたときは、直ちに、「5 問合せ先 (2)」の窓口へその旨を通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置をとる必要があります。

① 通報及び応急の措置をとる者

元請業者（自主施工者）

② 応急の措置

応急措置の他、吹付け石綿等の除去等の作業の作業再開後再び石綿が漏洩することが無いよう、原因究明及び再発防止措置を講ずることを指します。

③ 通報内容

「誰が」「何を」「いつ」「どこで」「どのように」「なぜ」がわかるように通報してください。

【通報例】

- ・株式会社〇〇の△△ですが、〇月〇日に届出した除去工事の件でお電話しました。
- ・本日、除去作業中の大気中の石綿濃度測定を実施したところ、
- ・本日の〇時に調査地点〇の総繊維数濃度が5本/lと判明しました。
- ・直ちに除去作業は中止し、養生等の点検を行うとともに再発防止措置を検討しているところです。
- ・現時点では原因が不明ですが、詳細については、状況がわかり次第、直ちに連絡します。

(参考)

○ 非常時とは

石綿が周辺に漏えいしているおそれが生じたときも非常時に該当します。

具体的には、不可抗力によると故意又は過失によるとを問わず、通常の作業においては想定しえないような経緯によってシートが大きく破断し作業場の負圧隔離が解除されてしまう状況や集じん・排気装置の明らかな不具合が確認され集じん・排気装置出口の粉じん濃度が著しく上昇した状況などをいいます。

○ また、非常時の場合は、これらの措置を講じた後、速やかに事故原因、措置内容等を「5 問合せ先 (2)」の窓口へ報告する必要があります。

① 報告する者

元請業者（自主施工者）

② 報告に必要な書類

石綿飛散防止に係る応急措置等報告書【第 21 号様式※】

※ 報告内容は次のとおり。

- ・元請業者（自主施工者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- ・石綿排出等工事の名称
- ・石綿排出等工事の場所
- ・事故原因
- ・経過
- ・措置内容

(参考)

非常時における応急措置の事例

【事例の概要】

県環境科学センターの測定により、除去工事開始後に、石綿繊維数濃度が最大
11 本/l確認された事例

【環境測定】



測定地点	結果	備考
① (周辺)	3本/l	石綿繊維数濃度
② (周辺)	0.11 本/l未満	総繊維数濃度
③ (周辺)	0.34 本/l	総繊維数濃度
④ (周辺)	11本/l	石綿繊維数濃度
⑤ (集じん・排気装置出口)	0.11 本/l未満	総繊維数濃度

【元請業者による応急の措置】

- 工事の停止
- 第三者（石綿取扱い作業従事者特別教育講師）による養生確認等の点検
- 周辺住民への説明
- 必要台数より多い集じん・排気装置の設置
- 使用薬剤（飛散抑制剤等）を通常の2倍使用
- デジタル粉じん計による常時測定の実施

4 法及び条例の規定（チェック表）

レベル1、2の石綿含有の建築材料の除去等工事にあたっては、法に基づく作業基準等の遵守も必要であるため、参考として法及び条例のチェック表を添付します。

(1) 法

① 事前調査結果の確認

項目	チェックポイント	結果	根拠
発注者への説明	事前調査結果について、書面により発注者へ説明している、説明した書面の写しを保存している	適・不適	法第18条の15第1項 法第18条の15第3項
事前調査結果の記録	事前調査結果の記録を作成し、保存している	適・不適	法第18条の15第3項
事前調査結果の記録の写しの現場への備え置き	事前調査の記録の写しが現場に備え付けられている(電子データでも可)	適・不適	法第18条の15第5項
	届出や事前調査報告(令和4年4月1日施行)の内容と合致している	はい・いいえ	—
対象建築物等	事前調査結果は、対象となる建築物等のものである	はい・いいえ	法第18条の15第1項
事前調査の範囲	事前調査を行った範囲は、解体等を行う範囲全てを対象としている	適・不適	法第18条の15第1項
	事前調査で調査できなかった箇所はないか、調査できなかった箇所がある場合は報告書に記載されているか	有・無	厚生労働省及び環境省の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい対策徹底マニュアル(以下「マニュアル」という。)
対象となる建築材料	事前調査は全ての建築材料を対象としている	適・不適	法第18条の15第1項
書面調査及び目視調査	書面調査で石綿の使用有無を確認している	適・不適	法第18条の15第1項規則第16条の5第1号
	現地で目視調査による確認を行っている	適・不適	
	上記書面調査及び目視調査は以下のいずれかの資格者が行っている ・石綿含有建材調査者(特定・一般・一戸建等) ・日本アスベスト調査診断協会の登録者	資格者種類： 適・不適	規則第16条の5第2号(令和5年10月施行) ・「一戸建て等調査者」は一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部のみ可 ・工作物の場合は資格者要件無し
	上記書面調査及び目視調査を行った者の資格を証明できる書類がある	有・無	規則第16条の7第3号(令和5年10月施行)
	書面調査で工事着手年月日又は設置年月日のみ確認している	適・不適	法第18条の15第1項 規則第16条の5第1号ただし書き ・資格者要件は不要
分析調査	書面調査及び目視調査で届出対象特定工事に該当するか否か明らかにならなかったときは、分析による調査を実施している、もしくは届出対象特定工事(石綿含有あり)とみなしている	適・不適	法第18条の15第1項 規則第16条の5第3号
	分析方法は、JIS A 1481-1、JIS A 1481-2、JIS A 1481-3、JIS A 1481-4等の方法である	該当・非該当	環水大発第20110301号
	分析調査の実施者は令和2年7月27日厚生労働省告示第277号の厚生労働大臣が定める者または同等以上の能力を有する者である	適・不適	環水大発第20110301号(令和5年10月施行)
事前調査結果の確認	吹付け材で「石綿含有無し」とされているものがあるか、根拠は正しいか	適・不適	マニュアル付録I
	断熱材等で「石綿含有無し」とされているものがあるか、根拠は正しいか	適・不適	
	同種類の建築材料について、色や性状が異なったり施工部位、施工年代が異なるにもかかわらず、一つの分析結果等で評価されていないか	適・不適	

② 作業計画

項目	チェックポイント	結果	根拠
作業計画	作業計画を作成している	適・不適	規則第 16 条の 4 第 1 号
	作業計画に以下が網羅されている(届出事項と同じ) ・工事の発注者の氏名又は名称及び住所 (法人にあつては、その代表者の氏名) ・工事の場所 ・特定粉じん排出等作業の種類 ・特定粉じん排出等作業の実施の期間 ・特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ・特定粉じん排出等作業の方法 ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要・配置図及び付近の状況 ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した工事の工程の概要 ・工事の元請業者(自主施工者)の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	適・不適	規則第 16 条の 4 第 1 号
	(下請負人がいる場合)作業計画の以下の内容を共有している ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した工事の工程の概要 ・特定粉じん排出等作業の種類 ・特定粉じん排出等作業の実施期間 ・特定建築材料の種類並びに使用箇所及び面積	適・不適	法第 18 条の 16 第 3 項 規則第 16 条の 12 (規則第 10 条の 4 第 2 項第 2 号、第 16 条の 4 第 1 号ハ～ホ)
	現場に作業計画を備え付けている	有・無 無の場合は現場への備え付けを依頼	根拠なし

③ 事前調査結果及び作業内容等の掲示

項目	チェックポイント	結果	根拠
掲示の設置位置	公衆が見やすい場所に掲示されている。	適・不適	・事前調査結果 法第 18 条の 15 第 5 項 ・作業内容等 規則第 16 条の 4 第 2 号
掲示板の大きさ	日本産業規格 A3 以上の大きさである	適・不適	・事前調査結果 規則第 16 条の 9 ・作業内容等 規則第 16 条の 4 第 2 号イ
掲示時期	解体等作業の実施時に設置されている (設置開始は、条例の規定による周辺の地域の住民等への周知と併せ、除去の作業を開始する概ね一週間前まで)	適・不適	・事前調査結果 法第 18 条の 15 第 5 項 ・作業内容等 規則第 16 条の 4 第 2 号
掲示内容 (事前調査結果)	① 事前調査の結果	適・不適	法第 18 条の 15 第 5 項
	② 元請業者(自主施工者)の氏名又は名称及び住所(法人の場合は代表者の氏名)が記載されている	適・不適	規則第 16 条の 10 第 1 号
	③ 事前調査を終了した年月日が記載されている	適・不適	規則第 16 条の 10 第 2 号
	④ 事前調査の方法(書面調査、目視調査、分析調査又はみなし)が記載されている	適・不適	規則第 16 条の 10 第 2 号
	⑤ 特定建築材料の種類が記載されている	適・不適	規則第 16 条の 10 第 3 号
	(関連事項)石綿則の記載事項(石綿則第 3 条第 8 項) ・事前調査を行った部分(分析調査を行った場合は採取した場所含む)の概要 ・材料ごとの石綿等の使用有無(なしと判断した場合はその判断根拠)		
掲示内容 (作業内容等)	① 発注者及び元請業者(自主施工者)の氏名又は名称及び住所(法人の場合は代表者の氏名)が記載されている	(発注者) 適・不適 (元請/自主) 適・不適	規則第 16 条の 4 第 2 号ロ
	② 届出年月日及び届出先が記載されている	非該当 該当 (適・不適)	
	③ 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法が記載されている	適・不適	
	④ 元請業者(自主施工者)の現場責任者の氏名及び連絡場所が記載されている	(元請/自主) 適・不適	
(関連事項)石綿則等の記載事項(安衛法第 18 条、石綿則第 7 条、15 条、33 条、34 条等) 関係者以外の立入禁止、石綿作業主任者、喫煙・飲食の禁止、石綿等を取り扱う作業場である旨、石綿の人体に及ぼす作用、石綿等の取り扱い上の注意事項、使用すべき保護具、石綿のばく露防止対策等の実施内容			

④ 負圧隔離養生が必要な作業（作業前・作業中（1））

項目	チェックポイント	結果	根拠	
資機材	粉じん飛散抑制剤、粉じん飛散防止処理剤	種類:数量: 適・不適	マニュアル 規則別表第7 1の項下欄ホ、ト	
	薬液を吹付け・散布する機械	有・無 種類:	マニュアル	
	高性能真空掃除機	有・無 型式等:	マニュアル	
	集じん・排気装置	届出別紙に記載している機種、型式、台数が準備されている	適・不適 機種名・型式・台数:	マニュアル
		HEPA フィルタ付きの集じん・排気装置である	適・不適	法第 18 条の 19 規則第 16 条の 13 規則別表第 7 1 の項下欄ロ
		1 時間当たりの換気回数が4回以上である	排気能力: m^3/min 隔離養生体積: m^3 換気回数: 回/時間 適・不適	マニュアル
		正常に稼働することを確認している(1台毎に点検整備記録、フィルタ交換記録を作成し、稼働開始前に点検整備状況を確認している)	はい・いいえ	
	負圧隔離養生用資材(予備等)	交換用 1 次フィルタ、2 次フィルタが十分用意されている	1 次フィルタ: 個 2 次フィルタ: 個 適・不適	マニュアル
		漏えいや故障に備え、養生の補修材や予備の集じん・排気装置等が準備されている	補修材:有・無 予備の集じん・排気装置:有・無 適・不適	マニュアル
	集じん・排気装置が正常に稼働することを確認するための機器	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器のいずれかが準備されている	種類: 型式: 適・不適	マニュアル
	負圧の確保を確認するための資機材	スモークテスター、スモークマシン、吹き流しのいずれか及び精密微差圧計が準備されている	種類: 型式: 適・不適	マニュアル
	廃棄物用のプラスチック袋等	廃石綿等の処分用プラスチック袋が必要な数量準備されている	有・無	マニュアル 廃棄物処理法
		石綿含有廃棄物の保管に用いるプラスチックシート等が必要な数量準備されている	有・無	マニュアル 廃棄物処理法

④ 負圧隔離養生が必要な作業（作業前・作業中（2））

項目	チェックポイント	結果	根拠
セキュリティゾーン	更衣室、洗身室、前室が設置されている	適・不適	規則別表第7 1 の項下欄イ マニュアル
	粘着マットや靴拭きマットが設置されている	はい・いいえ	マニュアル
	エアシャワーのノズルの向きが適切である (屋外に設置されている場合) 強風により石綿粉じんが飛散しない措置を取っている	はい・いいえ	
隔離、養生	石綿処理面以外はすべて適切に養生され、作業場が外部と隔離されている	適・不適	規則別表第7 1 の項下欄イ
	床面のシート厚は 0.15mm 以上のシート(二重)を使用している	はい・いいえ	マニュアル
	壁面のシート厚は 0.08mm 以上のシートを使用している	はい・いいえ	
	端部壁面に沿って 30cm 立上げ壁面に密着させ固定している	はい・いいえ	
	接合部は 30cm～45cm 重ねを取りテープで密着させている	はい・いいえ	
	梁、天井等、周囲の建物部分との取合い部、セキュリティゾーンとの取合い部に隙間がない	はい・いいえ	マニュアル
	セキュリティゾーン以外の出入口、窓、空調用吸込口、換気口等を養生し、密閉している	はい・いいえ	
	固定された機械設備、設備機器をシートで養生している	はい・いいえ	
除去作業に使用する作業用足場設備を養生している	はい・いいえ		
集じん・排気装置	集じん・排気装置の設置場所	作業場内・養生壁ライン上・作業場外	マニュアル
	集じん・排気装置はセキュリティゾーンの対角位置に設置している	はい・いいえ	
	排気ダクトが隔離を貫通する箇所は密閉しているか	はい・いいえ	
	排気ダクトの折れ、出口のばたつき、出口ふさがぎはないか	はい・いいえ	
	集じん・排気装置1台毎に点検整備記録、フィルタ交換記録を作成し、稼働開始前に点検整備状況を確認している	はい・いいえ	
	運転時にセキュリティゾーン出入口から気流が場内に向かっている	はい・いいえ	
	作業場内から集じん・排気装置に向かい、気流が均一に流れている	はい・いいえ	
	集じん・排気装置の吸入口から空気を吸引している	はい・いいえ	
	フィルタの交換頻度は適切である(1次:3～4回/日、2次:1回/日、HEPA:500 時間が目安)	はい・いいえ	
	フィルタを交換したことが記録されている	はい・いいえ	
負圧の状況、集じん・排気装置からの漏えい	集じん・排気装置の設置時に、正常に稼働することを確認している	適・不適	規則別表第7 1 の項下欄二、へ マニュアル
	以下の頻度で負圧の状況の確認を行っており、記録がされている ・作業日の作業開始前 ・作業の中断時(休憩時) ・異常時	適・不適	
	以下の頻度で集じん・排気装置から漏えいの確認を行っており、記録がされている ・除去等作業の初日作業開始前 ・各作業日の作業開始直後 ・集じん・排気装置の移動時 ・集じん・排気装置のフィルタを交換した直後 ・異常時	適・不適	
	集じん・排気装置出口の粉じん濃度の上昇や隔離空間内外の差圧の減少等の異常が見られた場合、直ちに石綿等の除去等の作業を中止し、原因を確認している	適・不適	
	異常発覚後、作業を再開する際は、対策を行い、異常が解消されたことを確認している	適・不適	
	異常の内容及びその対応を記録している	適・不適	
湿潤化	十分な量の薬液等を使用し、湿潤化を行っている	適・不適	規則別表第7 1 の項下欄ホ マニュアル

⑤ 隔離養生（負圧不要）が必要な作業（作業前・中）

項目	チェックポイント	結果	根拠
隔離養生 (負圧不要)	隔離養生(負圧不要)が必要な作業である ・石綿含有断熱材等を切断等せずに除去する作業	はい・いいえ	規則別表第7 2の項下欄
	除去する場所の周辺が養生されている	適・不適	規則別表第7 2の項下欄
	養生シート等の破れはない	はい・いいえ	マニュアル
	壁貫通部等の開口部をあらかじめふさぎ、窓、換気口、空調吹出口等の開口部を目張りしている	はい・いいえ	
	出入口にはプラスチックシート等を垂らし、床面の養生を行っている	はい・いいえ	
湿潤化	湿潤化が必要な作業である ・石綿含有断熱材等を切断等せずに除去する作業	はい・いいえ	規則別表第7 2の項下欄
	作業に必要な薬液が十分に準備されている	種類: 数量: 適・不適	マニュアル
	エアレススプレーヤ、その他薬液を吹付け・散布する機械が準備されている	有・無 種類:	
	除去前に湿潤化されている	適・不適	
	除去作業中も湿潤な状態が保たれている	適・不適	
作業場内の清掃 その他特定粉じんの処理	HEPA フィルタ付き真空掃除機が準備されている	有・無 型式等:	マニュアル
	石綿含有廃棄物の保管に用いるプラスチックシート等が必要な分準備されている	有・無	マニュアル 廃棄物処理法
	除去した石綿等は正しい区分(廃石綿等、石綿含有産業廃棄物)で保管されている	適・不適	廃棄物処理法

⑥ 作業後（取り残しがないこと等）

項目	チェックポイント	結果	根拠
取り残しがないこと の確認、清掃 の実施	取り残しがないこと等の確認を行った年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名が記録されている ※除去の場合は取り残しの有無がないか、囲い込み及び封じ込めの場合は措置が適切になされているか	適・不適	規則第 16 条の 8 マニュアル
	以下のいずれかの者が、取り残しがないことや囲い込み又は封じ込めが適切になされていることを確認している 〈建築物〉 ・石綿含有建材調査者（特定・一般・一戸建等） ・日本アスベスト診断協会の登録者 ・当該作業に係る石綿作業主任者 〈工作物〉 ・当該作業に係る石綿作業主任者	適・不適	規則第 16 条の 4 第 5 号
	事前調査で確認された範囲について、取り残しがないことを確認している	はい・いいえ	マニュアル
	施工中に事前調査で確認されなかった石綿含有建材が確認された	はい・いいえ 箇所 種類	
	新たに追加された石綿含有建材についても取り残しがないことを確認している	はい・いいえ	
	粉じん飛散防止処理剤の散布による着色等がされない状態で、取り残しがないことの確認をしている（又は、取り残しがないことが確認されたあとに粉じん飛散防止処理剤が散布されている）	はい・いいえ	規則別表第 7 6 の項下欄 国交省告示第 1173 号 マニュアル
	（囲い込みや封じ込めが行われている場合） ・対象となる特定建築材料の劣化状態や下地との接着状態が確認されており、著しい劣化や下地との接着不良が確認されていない ・国土交通省告示 1173 号（平成 18 年 9 月 29 日）の要件を満たした囲い込み、封じ込めがされている	適・不適	
	除去等を行った周辺の柱や梁等の隙間等に残留や落綿していないことを確認している	はい・いいえ	マニュアル
	除去した特定建築材料等が作業場内に残されておらず、高性能真空掃除機等によって十分清掃されている	適・不適	規則別表第 7
石綿粉じん等の 処理	除去した石綿等は正しい区分（廃石綿等、石綿含有産業廃棄物）で保管されている	適・不適	マニュアル 廃棄物処理法
	廃石綿等、石綿含有産業廃棄物は適切な方法で運搬、処分されている	適・不適	マニュアル 廃棄物処理法
負圧隔離養生の 解除前の総繊維 数濃度の確認	作業場内の測定結果は、解体等工事着手前の作業現場又は負圧隔離養生外の測定結果と同程度である（又は、1 本/ℓを下回っている）	はい・いいえ	マニュアル
仕上清掃	作業場所の床や地面等が十分清掃されている	はい・いいえ	マニュアル

⑦ 作業後（記録の保存等）

項目	チェックポイント	結果	根拠
発注者への作業終了の報告	発注者に以下の事項を記載した書面で遅滞なく報告している <ul style="list-style-type: none"> ・特定粉じん排出等作業が完了した年月日 ・特定粉じん排出等作業の実施状況の概要 ・取り残しがないことの確認を行った者の氏名及び確認者の資格等を証明する書類の写し 	適・不適	法第 18 条の 23 第 1 項 規則第 16 条の 15 第 1 項
	発注者に報告した書面の写しと確認者の資格等を証明する書類の写しが保存されている	適・不適	法第 18 条の 23 第 1 項 規則第 16 条の 15 第 2 項 法第 18 条の 23 第 2 項 規則第 16 条の 16 工事終了後 3 年間保存
作業記録の保存等	作業の記録が保存されている	適・不適	<作業中> 規則第 16 条の 4
	特定粉じん排出等作業の実施状況が記録されている <ul style="list-style-type: none"> ・掲示の設置状況、除去等の施工箇所及び対象となる建築材料、除去等の実施状況、廃棄物の保管状況、清掃の実施状況等 	適・不適	<工事終了後> (元請業者等) 規則第 16 条の 15 第 2 項 工事終了後 3 年間
	(負圧隔離養生を行った場合) 負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び隔離を解く前の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。)及び確認した者の氏名	適・不適	記録事項の詳細はマニュアル参照
	作業記録に以下が記載されている <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注者の氏名等 ・現場責任者の氏名及び連絡場所 ・下請負人がいる場合は下請負人の氏名等 ・工事の場所 ・特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間 ・特定粉じん排出等作業の実施状況が記録されている 	適・不適	規則第 16 条の 15 第 2 項 記録事項の詳細はマニュアル参照

(2) 条例

① 管理体制の整備

項目	チェックポイント	結果	根拠
構成者	以下の者で構成された管理体制を整備している ・発注者 ・元請業者(自主施工者) ・石綿除去等を実施する業者 ・石綿濃度等の測定業者	適・不適	規則第44条
分担(施工体制)	以下の分担を明らかにした施工体制図を作成している ・石綿排出等作業に係る管理 ・住民等への周知 ・石綿濃度等の測定 ・非常時の通報及び措置	適・不適	規則第44条
連絡(連絡体制)	非常時の連絡体制図(電話番号等を記載)を作成している	適・不適	規則第44条

② 周辺の地域の住民等への周知

項目	チェックポイント	結果	根拠
周知実施予定年月日	除去の作業を開始する概ね一週間前までとなっている	適・不適	規則第44条の4 石綿排出等工事に関する指導指針(以下「指針」という。)
周知方法	掲示板の設置を除き、少なくとも以下のうち1つ以上の方法である ・説明会 ・戸別の訪問 ・印刷物の配布 ・その他(回覧板の利用等)	適・不適	規則第44条の2
周知対象	周辺住民及び町内会の状況(町内会長の所在等)を調査のうえ、地図等を作成している	適・不適	規則第44条の4
周知内容	以下の事項が含まれている ・当該工事の発注者及び元請業者(自主施工者)の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所 ・当該工事の元請業者(自主施工者)の連絡先 ・当該工事の場所、予定期間その他の概要 ・吹付け石綿等の種類及び使用箇所 ・当該工事の作業の種類及び予定期間 ・石綿の飛散を防止するための措置の概要	適・不適	規則第44条の2

③ 大気中の石綿濃度の漏えい監視

項目	チェックポイント		結果	根拠
測定実施予定日	石綿排出等作業の開始前	1回	適・不適	規則第44条の3 指針
	除去作業中	・初めて吹付け石綿等の除去を行う日の除去の開始後 ・吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上		
	負圧隔離養生の解除前	1回		
	石綿排出等作業の完了時	1回		
測定場所	石綿排出等作業の開始前	周辺4地点	適・不適	規則第44条の4 県告示第472号 指針
	除去作業中	・周辺4地点 ・集じん排気装置の排気口付近 ・前室の出入口付近		
	負圧隔離養生の解除前	負圧隔離養生内		
	石綿排出等作業の完了時	周辺4地点		
速報値の報告	調査結果は原則翌々日の工事開始時までには報告している		適・不適	指針
測定の結果	以下の事項を記載し、保存している ・測定結果 ・測定年月日、時刻 ・天候 ・測定者 ・測定箇所 ・測定の方法 ・測定時の作業状況(周辺状況)		適・不適	規則第44条の3

④ その他

項目	チェックポイント	結果	根拠
発注者への説明	発注者に以下の事項を説明している ・管理体制 ・周知計画 ・石綿濃度測定計画	適・不適	条例第52条の4
詳細調査	天井や床面、壁等における貫通部分や隙間、外部への開口部等の状況、内装材の施工状況や内部の堆積物の状況等を事前に把握した上で、その状況に対応した負圧隔離養生としている	適・不適	指針
作業基準の遵守徹底のための対応	記録については、準備段階、始業時、作業中の随時、終業時、完了時等において作業基準が常に遵守されているか点検し、点検結果を記録することとしている	適・不適	
	作業基準の遵守状況の点検を行う事項としては、負圧隔離養生の不具合の発生の有無、集じん・排気装置の稼働状況、同装置のフィルタの交換状況、湿潤化薬剤や飛散防止薬剤の散布状況、除去物・撤去資材の取扱状況等としている	適・不適	
	石綿の付着のおそれがある内装材等の撤去や保管を行う場合は、負圧隔離養生区域内で行うとともに、負圧隔離養生区域外へ搬出する場合は飛散防止対策を講じることとしている	適・不適	
	適宜、除去作業中に作業場の周辺でデジタル粉じん計を活用することとしており、作業基準に不適合な状況が認められた場合には、直ちに補修や点検を行うなど必要な措置を講じるとともに、対応措置等について記録することとしているか	適・不適	
	除去の作業が2日以上となる場合は、除去の作業の終業時から翌日の始業時までの間に負圧隔離養生区域内の石綿が外部へ飛散しないよう、必要な対策を講じることとしているか	適・不適	

5 問合せ先

(1) 労働安全衛生法、石綿障害予防規則関係

名称	電話番号	所管地域
神奈川県労働局 労働基準部健康課	045-211-7353	http://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html
横浜南労働基準監督署	045-211-7375	横浜市（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）
鶴見労働基準監督署	045-279-5486	横浜市（鶴見区）＊鶴見区扇島を除く
横浜西労働基準監督署	045-287-0274	横浜市（戸塚区、栄区、泉区、旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区）
横浜北労働基準監督署	045-474-1252	横浜市（西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）
川崎南労働基準監督署	044-244-1273	川崎市（川崎区、幸区） 横浜市（鶴見区扇島）
川崎北労働基準監督署	044-382-3191	川崎市（中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区）
横須賀労働基準監督署	046-823-0858	横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町
平塚労働基準監督署	0463-43-8615	平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯町、二宮町
藤沢労働基準監督署	0466-97-6748	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町
相模原労働基準監督署	042-861-8631	相模原市
厚木労働基準監督署	046-401-1960	厚木市、海老名市、大和市、座間市、綾瀬市、愛甲郡
小田原労働基準監督署	0465-22-7151	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡

(2) 大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例関係

名称	電話番号	所管地域
神奈川県環境農政局環境部 環境課 大気・交通環境グループ	045-210-4111	—
横須賀三浦地域県政総合センター 環境課	046-823-0210	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域県政総合センター 環境保全課	046-224-1111	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター 環境保全課	0463-45-3150	茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域県政総合センター 環境保全課	0465-32-8000	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市にあっては市の窓口

(3) 建設リサイクル法・建築基準法関係

法令	名称	担当	電話番号
建設リサイクル法	神奈川県県土整備局都市部技術管理課（土木事務所（まちづくり・）建築指導課）	建設リサイクルグループ	045-285-3203
建築基準法（建物の増築、改築時におけるアスベストに関することに限る）	神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課（土木事務所（まちづくり・）建築指導課）	建築安全グループ	045-210-6257

※特定行政庁（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市）にあつては市の窓口

(4) 廃棄物処理法関係

名称	電話番号	所管地域
神奈川県環境農政局環境部 資源循環推進課 指導グループ	045-210-4159	—
横須賀三浦地域県政総合センター 環境課	046-823-0210	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域県政総合センター 環境調整課	046-224-1111	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター 環境調整課	0463-45-3150	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域県政総合センター 環境調整課	0465-32-8000	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市にあつては市の窓口